

ニュースリリース

2名の著名なパートナーの参加により、訴訟・紛争グループを拡充

【東京発 2007年9月3日】 東京青木・青山・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、小林秀之弁護士が7月1日付けで、ヘイグ・オヒガン外国法事務弁護士が9月1日付けで、それぞれパートナーとして入所したことをお知らせいたします。

小林秀之弁護士は、東京大学法学部を卒業後、東京大学助手、上智大学法学部教授、同法科大学院教授を経て、現在、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授として教鞭を執っています。また、東京大学法学部在学中に司法試験に合格した後、研究活動と並行して弁護士としての活動を続けています。

小林弁護士は、民事訴訟、商事仲裁、企業倒産、製造物責任、独禁法などの案件、特に国際性のあるクロスボーダー案件において、研究者としてのみならず実務法律家としても、幅広い経歴を有しています。国内外企業への助言、代理を行なう一方、政府の財政審議会委員として近年の行財政改革に関与しました。また、外国政府を代理して、日本における独禁法違反事件を長年にわたり、取り扱った経験もあります。このように小林弁護士は、理論・実務の両面に造詣が深く、著名な研究者であるとともに最先端の実務法律家でもあるという立場から、数多くの専門書を編集著作しており、その道の第一人者として広く知られています。

オヒガン外国法事務弁護士は、1976年カナダのマギル大学卒業、1979年同大学ロースクールからLL.Bを取得、ハーバード・ロースクールの東アジア法学研究科で日本法を研究した後、日本語研究で学位取得しました。さらにオックスフォード大学ケビル・カレッジにて英国仲裁士協会のフェロー会員（F.C.I. Arb）資格を取得しています。

オヒガン外国法事務弁護士は、紛争処理のエキスパートであり、特にクロスボーダーM&A、ジョイント・ベンチャー、ライセンス契約、代理店契約等に関わる国際的商事仲裁事件において、日本国内外の企業を代理した長年の経験を有しています。チェンバース&パートナーズ・グローバル・ガイド2007の「アジアにおける紛争処理」分野、アジア・パシフィック・リーガル500(2007)の「日本における紛争処理」分野、およびユーロマニー・エキスパートガイドの「商事仲裁」分野では、優れた実務法律家の一人に数えられています。

オヒガン氏は、カナダ政府の在日外交官としての5年間の経歴と、広範囲におよぶ商業活動での実績により、商事仲裁の分野で卓越した専門性を有しています。さらに、英語のみならず日本語とフランス語にも堪能であり、国際商業会議所(ICC)、日本商事仲裁協会(JCAA)、アメリカ仲裁協会(AAA)、世界知的所有権機関(WIPO)、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州国際商事仲裁センター、(BCICAC)、フィリピン仲裁センターといった世界各地の仲裁機関において代理人・仲裁人を務めました。また、論文執筆も多く、*Mealey's Arbitration Journal*, *The Asia Dispute Review*, *The Journal of International Arbitration*, *The Journal of the Chartered Institute of Arbitration* 等各誌に掲載されました。Simon & Schuster's book 出版の”The Law of Commerce in Japan”への寄稿も行っています。さらに、東京大学において国際仲裁についての講義も行っています。

【共同代表パートナーであるジェレミー・ピッツ外国法事務弁護士の談話】「ここ最近、日本企業による海外進出、外国企業による日本への対内投資といったクロスボーダー案件が増加傾向にあります。クロスボーダー案件特有の複雑な法律問題のあらゆる側面において、当事務所が依頼者をサポートしうる体制を持つことは極めて重要です。今回、リスクマネジメントおよびクロスボーダー紛争分野において無比の専門性を有する経験豊富な小林弁護士とオヒガン外国法事務弁護士が加わったことにより、国際的な商事取引と企業活動を支える上で必要となる紛争解決あるいは紛争予防という重要な分野において、当事務所の体制が格段に充実したといえます。今回加わった2名のパートナーと当事務所の訴訟弁護士チーム、さらにはベーカー&マッケンジーのグローバルネットワークが擁する世界各国の訴訟・紛争処理グループが協働することにより、複雑なクロスボーダーの訴訟・紛争事件のみならず、依頼者企業における社内法令遵守体制の整備、製品事故や不祥事等の発生時における危機管理、こうした問題発生に備えての各種リスクマネジメント対応など、紛争予防という見地からも、より充実したサポートを提供してゆきたいと思います。」

このリリースに関する連絡先：

ジェレミー・ピッツ、東京事務所・共同代表パートナー TEL : +81 3 5157 2700

Email jeremy.pitts@bakernet.com

下川菜穂子、マーケティング・マネジャー TEL : +81 3 5157 2838

Email nahoko.shimokawa@bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

日本法に関する卓越した知識、経験と、特定の外国法に関する広範な知識ならびにグローバルな取引についての実績とノウハウを統合した外国法共同事業を行う法律事務所として、最大級の規模と長年の歴史を有します。当事務所は、ベーカー & マッケンジーのメンバーファームとして、そのネットワークと蓄積された専門分野での知識と経験に基づき、クロスボーダー、マルチ・ナショナルの金融法務、M & A、企業法務、大型プロジェクト、知的財産権、国際税務、訴訟、労務、環境、製薬、ホテル、中国関連等について総合的かつ専門的な法律サービスを提供しています。 www.taalo-bakernet.com

ベーカー & マッケンジー

1949年設立。ベーカー & マッケンジーは、38カ国に70オフィス、3,600名を超える弁護士と、その他プロフェッショナルおよびスタッフ6,600名を擁する国際的な法律事務所です。

ベーカー & マッケンジーは、欧米法律事務所の中で一番早く1964年に最初の事務所をアジアに設立し、以降、アジア・パシフィック地域に14オフィスを擁する成長を遂げています。

2007年6月30日決算期における収入は、18.29億米ドルを超えました。ファームのエグゼクティブ・コミッティのチェアは、ジョン・コンロイが務めています。 <http://www.bakernet.com>

東京訴訟・紛争グループは、ベーカー & マッケンジーのアジアにおける紛争業務ネットワークにおいて重要な地位にあります。アジアの11法域；オーストラリア、中国、香港、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムをカバーするベーカー & マッケンジーは、その多くの地域で、紛争分野における優れた法律事務所の一つに数えられています。世界各国のベーカー & マッケンジーのネットワークを駆使することで、アジアの紛争グループは、仮差し止め命令、その他の仮の救済措置、訴訟、仲裁、調停他の裁判外紛争処理（ADR）を含む法律問題のあらゆる側面において国内外の依頼者をサポートしております。

ベーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所 東京青山・青木・狛法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。